

岐阜県特別支援学校体育連盟 フライングディスク専門部会規約

(名称及び事務局)

第1条 本部会は、フライングディスク専門部会（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をフライングディスク専門部会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部会は、岐阜県内の特別支援学校の児童生徒にフライングディスク競技を普及し、生涯スポーツの振興を図る。

(事業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒の、フライングディスク競技活動に関する大会又は講習会等の開催
- (2) フライングディスク競技活動に関する広報

(役員)

第5条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 専門部会長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 加盟校各1名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

2 専門部会長は、特体連会長が委嘱する。

3 専門委員長は、本部会加盟校の専門委員の中から選出し、専門部会長が委嘱する。

4 専門委員は、本部会加盟校より1名選出し、専門部会長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

5 庶務は、本部会専門委員の勤務する学校から選出し、専門部会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 専門部会長は、本部会を代表し、事務を総括する。

2 専門委員長は、専門部会長の指示により加盟校の専門委員と協力し、事業を執行する。

3 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

4 庶務は会計および広報活動のとりまとめを行う。

第7条 役員任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(専門部会議)

第8条 専門部会議は、専門部会長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

2 専門部会議は、専門部会長が招集する。

3 専門部会議は、規約の改廃、役員選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

(経費)

第9条 本部会の経費は、補助金、寄付金又はその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、特体連の規定に準ずる。

第10条 本部会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規約は、平成26年4月1日から施行する。